

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 貸金業の規制等に関する法律施行細則
- ◇告 示 土地改良区の役員の就退任
土地改良区の定款の変更の認可
保安林の指定の解除予定
保安林の指定施業要件の変更予定

規 則

貸金業の規制等に関する法律施行細則をここに公布する。

昭和五十八年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

鳥取県規則第七十三号

貸金業の規制等に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）の施行に関し、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）及び貸金業の規制等に関する法律施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録申請書の副本等の部数)

第二条 省令第三条第二項に規定する登録申請書に添付する登録申請書の副本及び添付書類の部数は、それぞれ一部とする。

2 省令第七条第二項に規定する変更届出書に添付する変更届出書の副本及び添付書類の部数は、それぞれ一部とする。

3 省令第十条第二項に規定する廃業等届出書に添付する廃業等届出書の副本及び届出者が法第十条第一項各号に掲げる者である旨を証明する書類の部数は、それぞれ一部とする。

(貸金業者登録簿の閲覧)

第三条 省令第九条第二項の規定により、貸金業者登録簿（以下「登録簿」という。）を鳥取県商工労働部商工指導課（以下「閲覧所」という。）に備え置き、一般の閲覧に供する。

(閲覧の時間)

第四条 登録簿の閲覧時間は、次の各号に掲げる日以外の日の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）とする。ただし、土曜日は、午前九時から正午までとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日まで（持出しの禁止）

第五条 登録簿は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

（閲覧の停止等）

第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則又は係員の指示に従わない者
- 二 登録簿を汚損し、若しくはき損した者又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者（身分証明書の様式）

第七条 法第三十五条第二項及び第四十二条第二項に規定する証明書は、別記様式のとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 出資の受入預り金及び金利等の取締等に関する法律施行細則（昭和二十九年八月鳥取県規則第三十八号）は、廃止する。

別記様式（第7条関係）

（表）

身 分 証 明 書	第 _____ 号
職 氏 名	_____
生 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
上記の者は、貸金業者又は貸金業協会の立入検査に従事する者であることを証明する。 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
鳥 取 県 知 事 _____ 図	

（裏）

写	真
1 本証は、貸金業者又は貸金業協会の検査の際に必ず携帯すること。 2 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。 3 本証を紛失し、若しくは汚損し、又は本証の記載事項に変更があった場合は即時その旨を申告して再交付又は訂正を受けらるること。 4 貸金業者又は貸金業協会の立入検査に従事しなくなつたときは、速やかに本証を返納すること。	

告 示

鳥取県告示第九百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり淀江宇田川地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	前田 勇	西伯郡淀江町大字淀江九四八―三
湯浅 繁夫	八五八	
森田 伸一	七二九	
糺 和友	八二八―四	
生田 仁	五三九―三	
堀口 俊逸	六三六	
安藤 善三	二四六―二	
谷田 眞喜男	大字西原五一八	
細川 忠雄	三六二	
湯浅 哲雄	六八六	
山根 利一	大字福岡二三七	

昭和五十八年十月十九日退任

就任した役員の氏名及び住所

渡辺 茂昭	一〇四〇	
松原 勇	大字福頼二八四	
長谷川 周一	大字稲吉九三	
野津 升信	一一八	
谷野 昶	大字高井谷一九四	
森田 昭吾	大字中西尾二四五	
森田 時雄	二三〇	
岩垣 開三	大字西尾原八三一	
山根 淳	大字富繁一三	
龜山 大吉	大字淀江九〇七	
田原 勇	大字西原九五―	
木島 淳行	大字西尾原一四八	
理事	角 積	西伯郡淀江町大字淀江九四二
湯浅 繁夫	八五八	
森田 伸一	七二九	
田口 清一	八〇―	
生田 仁	五三九―三	
堀口 俊逸	六三六	
須山 賢二	二六五	
谷田 眞喜男	大字西原五一八	
細川 忠雄	三六二	

座山 豊	六八五
山根 武男	大字福岡二九二
渡辺 茂昭	一〇四〇
田中 巖	大字福頼二九七
長谷川 周一	大字稻吉九三
野津 升信	一一八
谷野 昶	大字高井谷一九四
森田 昭吾	大字中西尾二四五
森田 時雄	二三〇
岩垣 開三	大字西尾原八三一
山根 淳	大字富繁一三
監事 龜山 大吉	大字淀江九〇七
加藤 弘	大字西原九四九
柿原 勸	大字富繁五

昭和五十八年十月二十日就任 任期四年

鳥取県告示第九百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、逢坂地区土地改良区の定款の変更を昭和五十八年十一月七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百六十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大呂字丸淵九三八の一・九四一の二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百六十七号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 一 邑 次

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町・赤碕町（以上二町について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに東伯町役場及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供する。）